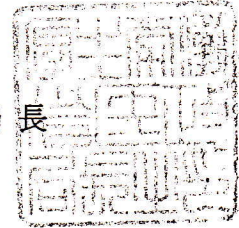


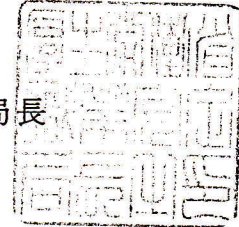
医政発1027第9号
職 発1027第4号
社援発1027第12号
平成23年10月27日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長 } 殿

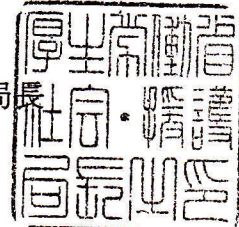
厚生労働省医政局長



厚生労働省職業安定局長



厚生労働省社会・援護局長



経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の平成24年度
における受入れ最大人数について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」及び
「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき我
が国に入国する外国人看護師・介護福祉士候補者等の受入れの仕組み及びその
運営に関する基本的事項の留意点等については、各々、平成20年5月19日付け
医政発第0519001号・職発第0519001号・社援発第0519001号・老発第0519001号
(最終改正平成22年10月7日付け医政発1007第3号・職発1007第1号・社援発100
7第3号・老発1007第1号) 「『経済上の連携に関する日本国とインドネシア共

和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針』について」、平成20年11月6日付け医政発第1106012号・職発第1106003号・社援発第1106004号・老発第1106007号（最終改正平成23年10月27日付け医政発第1027第10号・職発1027第2号・社援発1027第16号・老発1027第3号）「『経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針』等について」をもって貴職あて通知したところであるが、今般、国内労働市場に悪影響を及ぼさないようにする観点から、平成24年度の受入れ最大人数が、下記のとおり定められたので、ご了知願いたい。

記

- 1 インドネシア人看護師候補者の最大人数は、200人である。
- 2 インドネシア人介護福祉士候補者の最大人数は、300人である。
- 3 フィリピン人看護師候補者の最大人数は、200人である。
- 4 フィリピン人介護福祉士候補者の最大人数は、300人である。